(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	北栄町

北栄町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北栄町産業振興課所 在 地 北栄町由良宿 423-1 電話番号 0858-37-3111 FAX番号 0858-37-5339 メールアドレス sangyo@e-hokuei.net

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハシブトガラス・ハシボソガラス(以下「カラス類」と言う)、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ
	、カワウ、アオサギ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	北栄町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

		被害の現状					
鳥獣の種類		被害数值					
	品目	面積(a)	金額(千円)				
イノシシ	水稲など	12	170				
カラス類	梨など	1	35				
ヌートリア	水稲など	4	63				
アライグマ	_	_	_				
ハクビシン	_	_	l				
タヌキ	いちごなど	_	I				
アナグマ	スイカなど	_	I				
ニホンジカ	野菜類						
カワウ	アユなど	_					
アオサギ	アユなど	_					

(2)被害の傾向

Oイノシシ

水稲、大豆などで恒常的に被害が発生している。大栄地区山間部、原周辺、北条地区土下、米里での被害が多い。また、砂丘地においても目撃情報があり、これまで被害のなかった地域への拡大が懸念される。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害金額(千円)	413	819	582	262	170
被害面積(a)	_	151	91	148	12

〇カラス類

梨、スイカとビニールハウスの被害が主である。大栄地区のスイカ、北 条地区の果樹への被害が継続している。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害金額(千円)	126	1	203	_	35
被害面積(a)	_	10	70	1	1

Oヌートリア

大栄地区の水稲など被害が主で、被害額は減少傾向である。

狩猟免許を持った捕獲従事者数は少ないものの、農事組合で組織した外来生物法による北栄町防除実施計画に基づく捕獲従事者による自主防除の取り組みが強化され、被害面積や捕獲数は減少傾向で、個体数は減少し、生息域も縮小しているものと思われる。今後も鳥獣被害対策実施隊と農事組合を中心に対策に取り組む。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害金額(千円)	472	183	90	13	63
被害面積(a)	_	66	30	_	4

〇アライグマ

アライグマと推測される被害が発生したものの、その後は被害確認ができていないが、近隣市町で捕獲・目撃されているため、町内でも被害が発生する可能性がある。今後、取り組みの強化を要する。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害金額(千円)	_	_	_	201	_
被害面積(a)	_	_	_	3	-

〇ハクビシン

ハクビシンの被害確認ができていないが、近隣市町で捕獲・目撃されているため、町内でも被害が発生する可能性がある。今後、取り組みの強化 を要する。

○タヌキ、アナグマ

従来は主に大栄地区山間部でのスイカやビニールハウスへの被害、北条地区土下・曲で梨や柿への被害が主であったが、それに加えて、近年は、大栄地区の里部でもスイカへの被害が増加し、各農家が網等の設置により対応している。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害金額(千円)	3, 945	844	1, 266	7	_
被害面積(a)	_	221	339	-	-

೧ニホンジカ

現在のところ被害は少なく、大栄地区山間部の一部で野菜類の畑に被害が発生している程度であるが、北条地区での捕獲や目撃、周辺市町で被害が拡大していることから、対策を実施していく必要がある。

〇カワウ、アオサギ

天神川において、放流したアユのほか、ウグイ、オイカワなどの魚類が 捕食されており、対策を実施していく必要がある。

(3)被害の軽減目標(主要作物)

指標	現状値(令	和3年度)	目標値(令	和7年度)
	面積	被害額	面積	被害額
	(a)	(千円)	(a)	(千円)
イノシシ				
(水稲等)	12	170	8	119
カラス類				
(梨、ブドウ等)	1	35	1	24
ヌートリア				
(水稲等)	4	63	2	44

(4) 従来講じてきた被害防止対策

(4) 従来	4)従来講じてきた被害防止対策					
	従来講じてきた被害防止対策	課題				
捕獲等に関組	〇捕獲体制の整備 鳥獣被害対策実施隊を設置 し、被害を受けた農家からの 要請の元に捕獲活動を実施している。 また、イノシシ、ヌートリア、シカ、アナグマ、カラスについては、捕獲奨励金を交付し、 捕獲を推進している。	〇捕獲体制の整備 狩猟免許所持者の高年齢化に よる捕獲員の減少や、わな免許 の所持者が少ないため、早急に 捕獲対応ができない地域がある 。狩猟者の育成、確保が必要で ある。				
	〇イノシシ 被害を受けた農家からの要請 の元に捕獲活動を実施した。	〇イノシシ 狩猟免許所持者が不足してい るため、迅速に対応できない地 域がある。高齢化により、水田 、樹園地を中心に遊休農地の増 加及び除草等の管理が不十分な 箇所があり、イノシシの生息域 が拡大傾向にある。				
	〇カラス類 毎年県下一斉捕獲に参加して 捕獲を行うとともに被害を受け た農家からの要請の元に捕獲 活動を実施している。	〇カラス類 狩猟免許所持者が不足しているため、迅速に対応できない地域がある。また、カラス類は上空から侵入でき、対策に多大な労力やコストを要している。				
	〇ヌートリア、アライグマ 防除実施計画を策定して捕獲 体制の整備を行い、捕獲を実施 した。	〇ヌートリア、アライグマ 防除実施計画に基づく自主防 除組織の取り組みの一層の促進 をする。				

箱わなを町、農事組合が購入 し、捕獲者に貸し出している。

○タヌキ、アナグマ

被害を受けた農家からの要請 の元に捕獲活動を実施した。箱 わなを町で購入し、捕獲者に貸 し出している。

○タヌキ、アナグマ

狩猟免許所持者が不足しているため、迅速に対応できない地域がある。スイカ等の摘果物や農作物残さの除去の不徹底、遊休農地の増加及び除草等の管理が不十分な箇所がある。

防護柵 の設置 等に関 する取

組

Oイノシシ

柵の設置では周りに被害が移っていくため、根本的な個体数を減らす取り組みを推進しているため捕獲中心の取組みで侵入防止柵の設置は行っていない。

ロイノシシ

スイカ等の摘果物や農作物残 さの除去を徹底するなどの集落 ぐるみでの取り組みが必要。

〇アナグマ

柵の設置では周りに被害が移っていくため、根本的な個体数を減らす取り組みを推進しているため捕獲中心の取組みで侵入防止柵の設置は行っていない。

Oアナグマ

被害区域、被害額の拡大傾向があるため、スイカ等の摘果物や農作物残さの除去を徹底するなどの集落ぐるみでの取り組みが必要。

〇カラス類

テグス、防鳥テープ、ネットや爆音機による侵入防止対策を行っている。果樹への被害が拡大しつつあり、今後もテグスやネット等による侵入防止を推進していく。

〇カラス類

カラス類は上空から侵入でき、対策に多大な労力やコストを 要している。

生息環 境管理 その他 の取組

鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り 払いや、収穫・出荷しない農作 物や野菜くずを農地に放置しな いよう普及啓発している。

生産者自身の意識の持ち方によるため、徹底されるように継続した啓発が必要。

(5) 今後の取組方針

Oイノシシ

里部への出没が多くなっていることから、農作物の残さの処分やヤブ等を刈り払う緩衝帯の設置にも取り組む。鳥獣被害対策実施隊による捕獲により個体数を減らす取り組みを強化するとともに、狩猟者の確保、育成にも取り組んでいく。

〇カラス類

果実及び野菜の収穫残さを適切に処理し、カラスの誘引物を除去するよう全戸放送及び広報紙等で啓発していく。テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。農家の狩猟免許取得を推進する。また、一斉捕獲により追い払い効果を高める。

〇ヌートリア、アライグマ

ヌートリア・アライグマ防除実施計画による自主防除組織の取り組みを 行う。(実施内容:自主防除に係る講習会の実施や箱わなの貸出し等) 農作物への被害を防ぐとともに地域からの完全排除を目指す。

○タヌキ、アナグマ

特産のスイカへの被害が増加しているため、地域、農協、関係農事組合と協力しながら、残さの撤去、草刈の徹底により、畑周辺に近づかせないようにする。新規狩猟免許の取得者を増やすことにより、個体数の減少にも取り組む。

〇二ホンジカ

目撃情報を共有し、個体数を把握しながら、捕獲活動を支援することにより、捕獲を強化する。

〇アオサギ

目撃情報を共有し、個体数を把握しながら、捕獲活動を支援することにより、捕獲を強化する。

〇カワウ

鳥取県第13次鳥獣保護管理事業計画の予察表に基づく捕獲を実施し、 北栄町内の採餌場に飛来することにより発生する魚類の食害防止を目的と した捕獲対策を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

被害を受けた農家が鳥獣被害対策協議会事務局へ捕獲要望書を提出し、協議会は鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施する。

【実施隊構成状況】

猟友会員 9人 農家 8人

行政関係者 3人 合計20人(狩猟免許所持者20人)

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外 来種防除計画を策定し、各農事組合の中で2名程度捕獲従事者の登録を行い 、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】(令和5年1月31日現在)

99名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和	イノシシ	・狩猟免許取得補助の活用による人材の確保
5 年度	アナグマ	・被害防止対策の講習会の開催
	カラス類	・被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア	・狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関す
	アライグマ	る講習会の開催による人材の確保
	カワウ・ア	・地域住民、関係機関と協議のうえ、捕獲体制を
	オサギ	整備
令和	イノシシ	・狩猟免許取得補助の活用による人材の確保
6年度	アナグマ	・被害防止対策の講習会の開催
	カラス類	・被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア	・狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関す
	アライグマ	る講習会の開催による人材の確保
	カワウ・ア	・地域住民、関係機関と協議のうえ、捕獲体制を
	オサギ	整備
令和	イノシシ	・狩猟免許取得補助の活用による人材の確保
7 年度	アナグマ	・被害防止対策の講習会の開催
	カラス類	・被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア	・狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関す
	アライグマ	る講習会の開催による人材の確保
	カワウ・ア	・地域住民、関係機関と協議のうえ、捕獲体制を
	オサギ	整備

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

Oイノシシ

近年の被害増加傾向を踏まえ、年間50頭を計画数とする。特に、里部での水稲への被害が大きく、被害地域を中心に捕獲体制を整備する。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	21	23	48	32	74

〇カラス類

近年の被害増加傾向を踏まえ、年間100羽を計画数とする。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(羽)	19	36	92	37	39

Oヌートリア

近年の被害増加傾向を踏まえ、年間100頭を目標数とし地域からの完全排除を目指す。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	90	68	29	120	95

Oアナグマ、タヌキ

スイカを中心に被害が発生しているため、年間40頭を捕獲目標とする。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	36	18	16	6	10

〇アライグマ

計画数の設定は行わないが、地域からの完全排除を最終目標として、目撃等の報告があった場所で、箱わなによる捕獲を行う。

Oニホンジカ

目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想される。全国的に深刻な問題になっていることから、年間10頭を当面の目標とし、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	5	3	6	4	6

〇カワウ、アオサギ

計画数の設定は行わないが、目撃等の報告があった場所で捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
カラス	100羽	100 羽	100 羽
ヌートリア	100頭	100 頭	100 頭
アナグマ・タヌキ	40頭	40頭	40頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容

Oイノシシ

・捕獲手段:箱わな・くくり罠を基本とする。

• 実施予定時期: 通年

〇カラス類

・捕獲手段: 銃による捕獲を基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たな箱わなの設置を検討する。

• 実施予定時期: 通年

〇ヌートリア、アライグマ

捕獲手段:箱わなを基本とする。

・実施予定時期:通年(特にアライグマに関しては目撃等の報告があった場所で、集中的に捕獲を行う。)

○タヌキ、アナグマ

捕獲手段:箱わなを基本とする。

実施予定時期:被害報告に基づく捕獲許可により通年実施

〇ニホンジカ

捕獲手段:くくり罠を基本とする。

実施予定時期:通年〇カワウ、アオサギ

・捕獲手段: 銃による捕獲を基本とする。 ・実施予定時期: 漁業被害の発生期間

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
アナグマ	_	_	_
イノシシ	_	_	_

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
アナグマ	_	_	_
イノシシ	_	_	_

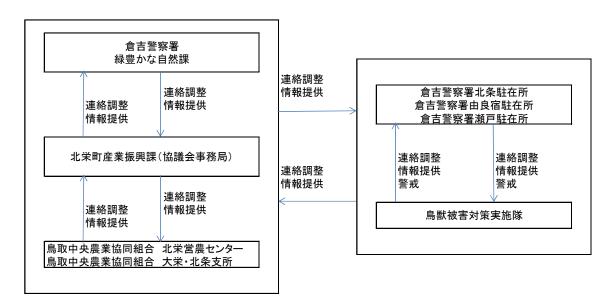
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容		
R5 年度	イノシシ	集落支援員による地域との話し合いを通し、効果的		
		な技術や対策を普及する。		
R6 年度	イノシシ	集落支援員による地域との話し合いを通し、効果的		
		な技術や対策を普及する。		
R7 年度	イノシシ	集落支援員による地域との話し合いを通し、効果的		
		な技術や対策を普及する。		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
倉吉警察署	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
北栄町産業振興課	
(鳥獣被害対策協議会	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
事務局)	
鳥取中央農業協同組合	
大栄支所	情報収集・提供
北栄営農センター	1月秋以来: 泛供
北条支所	
倉吉警察署	
由良宿駐在所	巡回・情報収集・提供・警戒
瀬戸駐在所	巡回·捐载权未·提供·言成
北条駐在所	
鳥獣被害対策実施隊	巡回・情報収集・提供・捕獲活動の実施
緑豊かな自然課(鳥取 県生活環境部)	情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したカラス・ヌートリア・アナグマ等については、苦痛を与えない方 法で速やかに殺処分をし、埋設する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	_
ペットフード	1

皮革	
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	_

2)	処理加	1工施	設の	取組
	2	2)	2)処理加	2)処理加工施	2)処理加工施設の

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエに関する学習及び情報、活動状況の情報共有を「ほうきのジビエ推進協議会」と行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	北栄町鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割	
	北栄町の	
北栄町	・被害防除に関すること	
10/m	・捕獲対策に関すること	
	・協議会の運営に関すること	
自取中中要类协同组合	北栄町の	
鳥取中央農業協同組合 	・協議会の運営に関すること	
鳥取県農業共済組合中部支	北栄町の鳥獣による農業被害に関すること	
所		
	北栄町全域の	
	・鳥獣捕獲体制に関すること	
北栄町鳥獣被害対策実施隊	・担い手研修に関すること	
	・捕獲技術の研修等に関すること	
農事組合の代表	水田・畑作地域の事業実施に関すること	
鳥取県中部総合事務所農林	全体計画の助言に関すること	
局・環境建築局		

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター	全体計画の支援に関すること
鳥取県緑豊かな自然課	全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的、効率的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊の設置を平成27年5月8日に行った。鳥獣被害対策の実働員として隊員内の技術指導、講習等を行い、活動体制を強化する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

北栄町鳥獣被害対策協議会が中心となり対策を推進していくため、被害農 家からの報告が上がってくるよう周知する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家による現地研修会等を開催し、カラス・アナグマ・イノシシ等の効果的な被害防止技術等の普及定着を図る。

また、野生イノシシの豚熱 (CSF) が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。